



県の人権相談の取組状況報告

令和6年2月9日

神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室

人権相談の分野

分 野	相 談 内 容
人 権 全 般	各種相談窓口の案内
子 ども	いじめ、体罰、虐待
女 性	ハラスメント、暴力、性犯罪被害
男 性	ハラスメント、暴力、性犯罪被害
性的マイノリティ	性自認・性的指向、性犯罪被害
障がい者、高齢者	虐待、介護放棄、財産侵害
患者等	治療方法等への疑問、難病などの生活支援、病気による差別
同和問題	就職などでの部落差別、部落差別につながる表現
外国籍県民	生活全般の外国語での相談（入居差別、就労差別など）
就労や生活	就労、住居の確保、生活困窮者自立支援
犯罪被害者等	精神的ショック、経済的支援
インターネット	誹謗中傷等による人権侵害

人権に関わる主な動き

①女性

困難女性支援法の施行

- ・ 2022年 **困難な問題を抱える女性への支援に関する法律**が成立、売春防止法の改正
- ・ 2023年 県は基本計画を策定（義務）
- ・ 2024年4月施行、新法に基づき、女性支援を実施

②性的マイノリティ

理解増進法の施行

- ・ 2023年 **性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律**が施行
- ・ 2024年以降は新法に基づき、知識の普及、相談支援体制の整備を実施（努力義務）

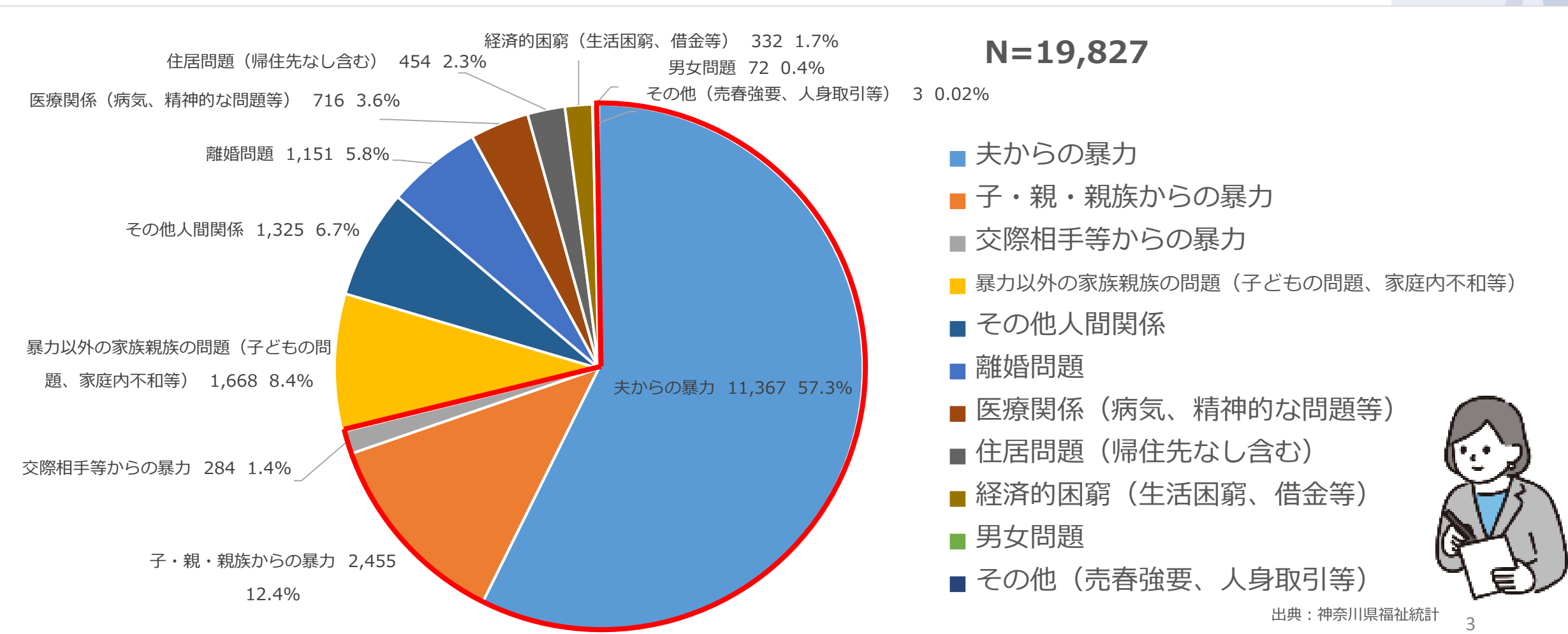
③インターネット

プロバイダ責任制限法の改正

- ・ 2021年 県は弁護士相談等を実施
- ・ 2022年 **特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律**が改正、
情報開示の裁判手続きに関して、SNS事業者とインターネット接続事業者に対して一体でできるように簡易化

①女性 女性相談員 R4相談受付数@主訴別

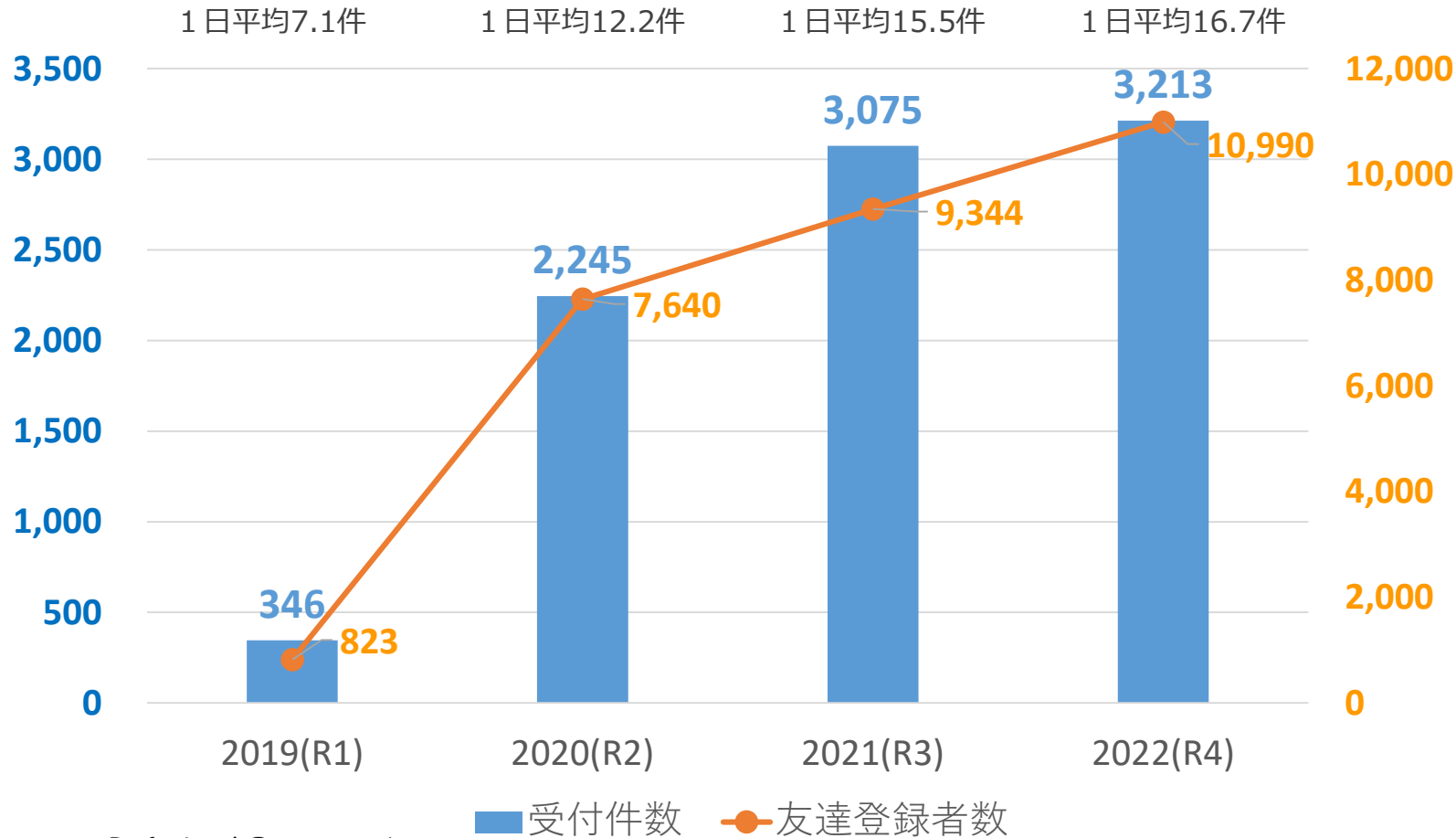
- ・「夫からの暴力」を内容とする相談は、相談数全体の57%を占めている
- ・「夫」「子・親・親族」「交際相手等」を合わせると、**全体の71%を暴力被害の相談**が占める



出典：神奈川県福祉統計

D V 相 談 L I N E

- ・ 2019(R元)年10月から、DV、デートDVに悩む女性のためのLINE相談窓口を開設
- ・ 事業開始後、**相談数・友達登録者数ともに右肩上がり**で推移



アカウント
@kanagawa-dv

LINE 友だち追加

相談時間
毎週 月・火・木・土
14時から21時まで

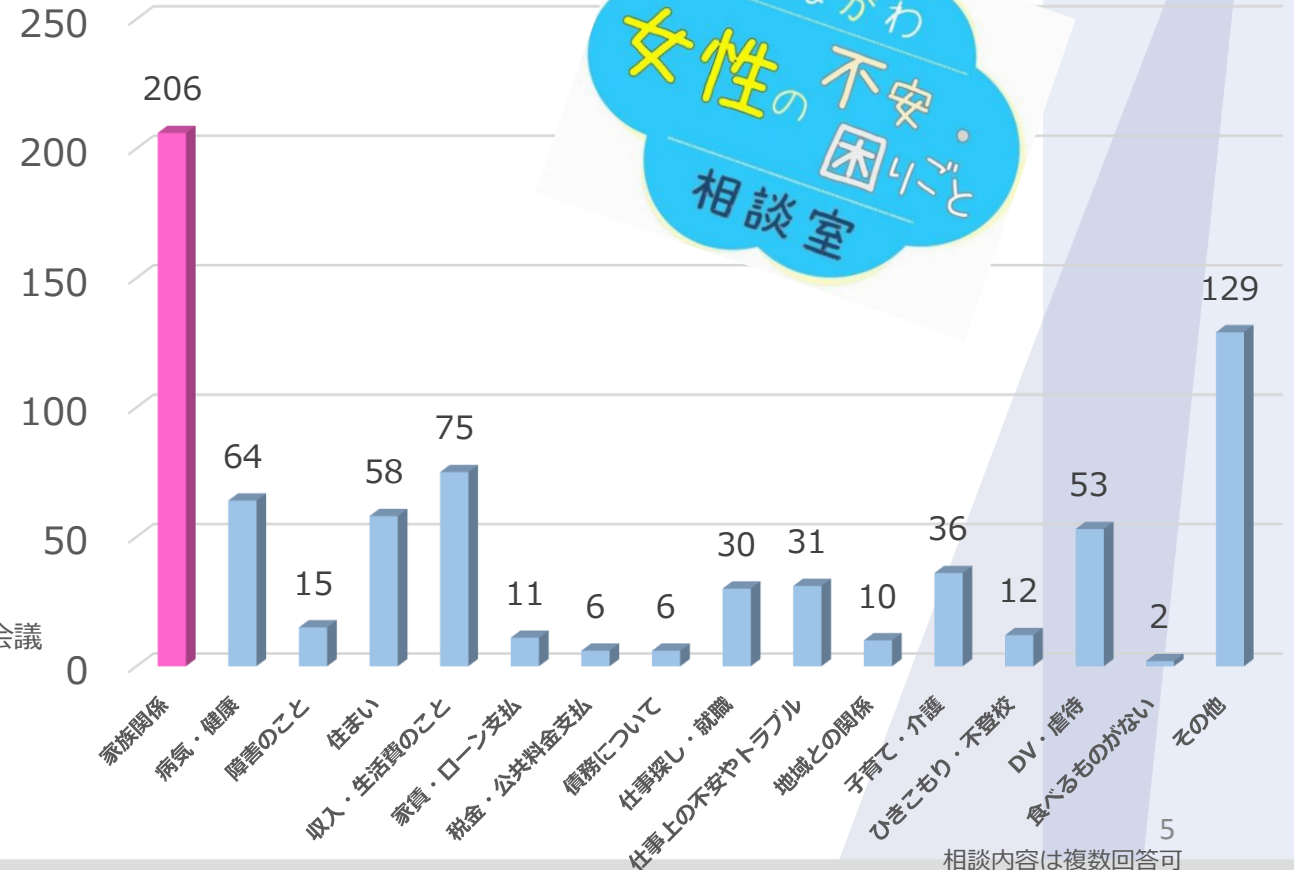
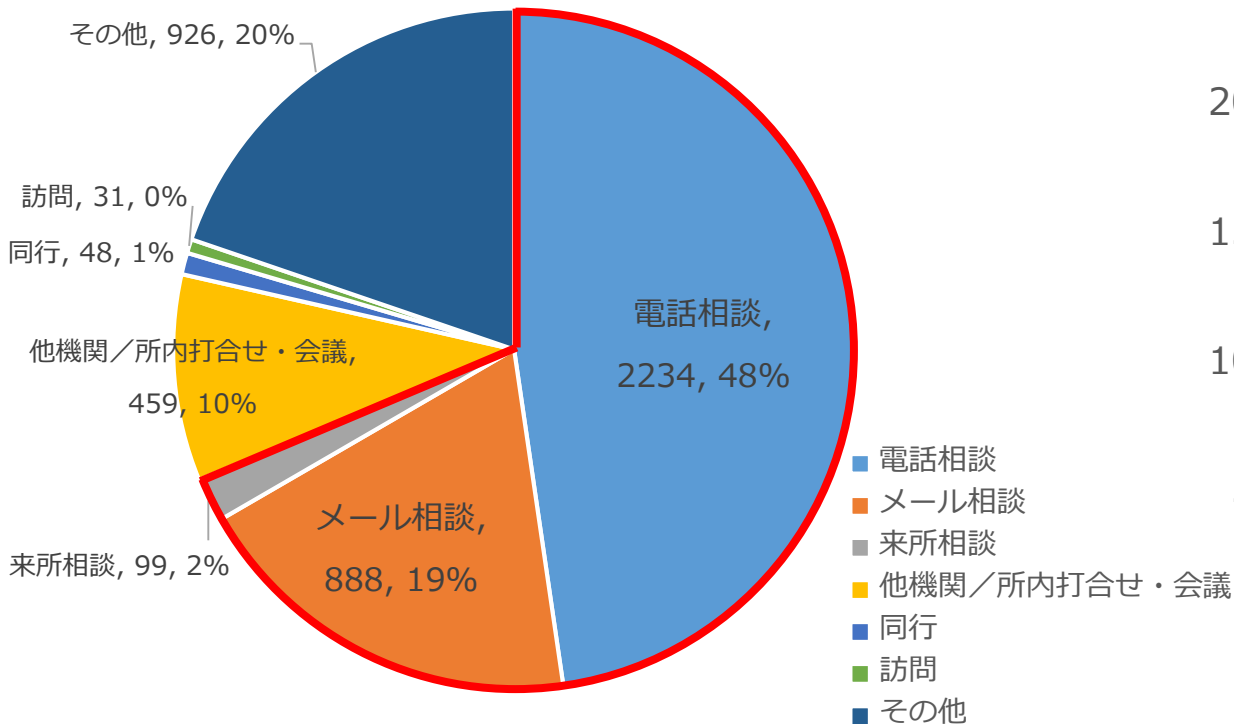
かながわ女性の不安・困りごと相談室

- ・ 2021(R3)年度から、**相談・訪問・同行支援を実施し、必要な支援につなげるワンストップ支援体制（かながわ女性の不安・困りごと相談室）を開設**
- ・ 令和4年度は相談が3,221件、同行・他機関連携、訪問等を含め、年間で4,685件に対応

対応種別

N=4,685


相談内容



基本計画策定状況

- **困難女性支援法は、DV被害者を含め、様々な困難を抱える女性を幅広く対象**としている。このような女性への支援施策を総合的に推進するため、「新法に基づく基本計画」と「かながわDV防止・被害者支援プラン改定計画」を一体化して「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画（仮称）」を策定する。
- 新しい計画の下、**関係機関と連携して、本人の意思に寄り添った当事者目線に立った支援**をしていく。

(既存) DVプラン
(かながわDV防止・被害者支援プラン)



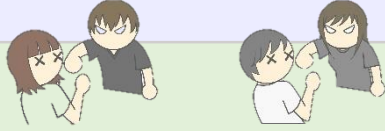
令和5年度中に改定が必要

内容 配偶者等からの暴力の防止や被害者の保護等の施策実施について定めた計画

計画期間 平成31(2019)年度 ~ 令和5(2023)年度 ※5か年計画

対象 配偶者等からの**暴力を受けた被害者**

DV被害 (セクシャリティを問わず)




かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画（仮称）

(新規)困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画


令和5年度中に策定が必要

内容 困難な問題を抱える女性を支援するための施策実施について定めた計画

計画期間 令和6(2024)年度 ~ 令和10(2028)年度 ※5か年計画


対象 性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により**日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性**（そのおそれのある女性を含む。）

売春 困難を抱える女性 人身取引 ストーカー 生活困窮 性被害



(既存) DVプラン
(かながわDV防止・被害者支援プラン)

DV被害 (女性) DV被害 (男性) ※トランスジェンダーを含む



相談から付き添いまで、必要な支援につなげる女性のための総合相談窓口を設置

アウトリーチ



相談に至っていない方の
早期発見

私はどこかに相談していいの？
でも、どこに何をどうやって？
そもそも何が問題だろう…？



同行



行政窓口、専門機関の
相談に同行

相談

電話、メール、SNS、
面接、広い間口で対応



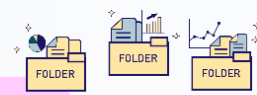
Kanagawa Prefectural Government

居場所の提供



支援者や他の当事者とな
がりが持てる居場所を提供

課題の切分け



相談者の課題を切り分けて整理
した上で、支援メニューを作成

各種施策に基づく専門相談（支援）へ


かながわSOGI派遣相談（派遣型個別専門相談）

当事者またはその家族、支援者の要望に応じ、臨床心理士等の専門相談員を派遣（平成30年4月～）

相談例

- ・ 本人の過ごしやすい環境づくり
 - ・ トランスジェンダーとしての生活上の問題
 - ・ 生き方、将来、進路
 - ・ セクシュアリティについての迷い
- 等


年度	H30	R1	R2	R3	R4
件数	23	36	14	43	44




神奈川県
性的マイノリティ派遣型相談事業

かながわSOGI派遣相談

相談
無料



SOGI(性的指向と性自認)に関する相談を
臨床心理士など専門相談員が
ご相談者のもとに伺ってお受けします



●SOGI(ソジ)とは●
性的指向(好きになる性)や性自認(自分がどんな性別と思うかという認識)のことです。

●相談内容例●

- 同性が好きなかもしれないが、今後どうしていいのかわかっている
- 好きになる性別のことや、性別の違和感のことを相談する場所がない
- 子どもから、性別に違和感があると言われたが、どうしたらいいかわからない
- 同性が好きな方、性別に違和感がある方から相談を受けているが、より良い支援のためにアドバイスがほしい
- 男らしさ、女らしさに違和感があって、将来が不安だけど、どうしたらいい?

※上記以外の悩みをお持ちの方もお気軽にお問い合わせください

●対象の方●

【一般】①同性又は男女両方が好き、どちらの性別も好きにならない、自分自身の性別に違和感がある方(そうなのか迷っている、はっきりしない方も含みます)
②上記のご家族、ご友人の方



【支援者】①、②の相談や支援に関わっている方
(教員、相談機関職員、福祉施設職員、企業の人事担当者など)

●会場●


【一般】県の施設等の公共施設(県内)
【支援者】その方の所属機関(県内)

●相談員●
臨床心理士など専門相談員(本事業受託団体の相談員)

●派遣相談の申込み、問合せ●
神奈川県 福祉子どもみらい局 人権男女共同参画課
TEL:045-210-3637 FAX:045-210-8832

※本事業は神奈川県が性的マイノリティ支援団体に委託して実施するものです。



【県の相談窓口事業】

- SOGI派遣相談による対面での専門的な窓口はあるものの、**オンラインでできる相談窓口はない**

【厚生労働省委託調査（令和元年度職場におけるダイバーシティ推進事業）】

- 性的マイノリティ当事者の約5割が、相談先がない
- 担当者の無理解やアウトティングされることを恐れて、相談に赴くことの**心理的な障壁**があることも、性的マイノリティの当事者が抱える困難であるとの指摘がある

【性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律】

- 理解増進法では「国及び地方公共団体は、…（省略）…各般の問題に対応するための**相談体制の整備**…（省略）を講ずるよう努めるもの」としている

SNSを活用した性的マイノリティ相談窓口の設置（R6年度開始予定）

- オンラインで相談できるSNSを活用した相談支援を新たに実施
- 対面相談と同じく当事者、家族、関係者（学校、友人、職場など）と幅広く対応
- 心理的障壁を低くするSNS相談で 相談ニーズの掘り起こし



（相談内容に応じて）
SOGI派遣相談
へつないでいく

（参考）国の動向（性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議）

- 理解増進法第11条に基づき内閣府や各省庁などの関係行政機関が、施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うため連絡会議を設置
- 連絡会議で各省庁の事業の確認や有識者等からヒアリング等を実施
（第1回 2023年8月9日、 第2回 2023年9月26日、 第3回 2023年12月14日）

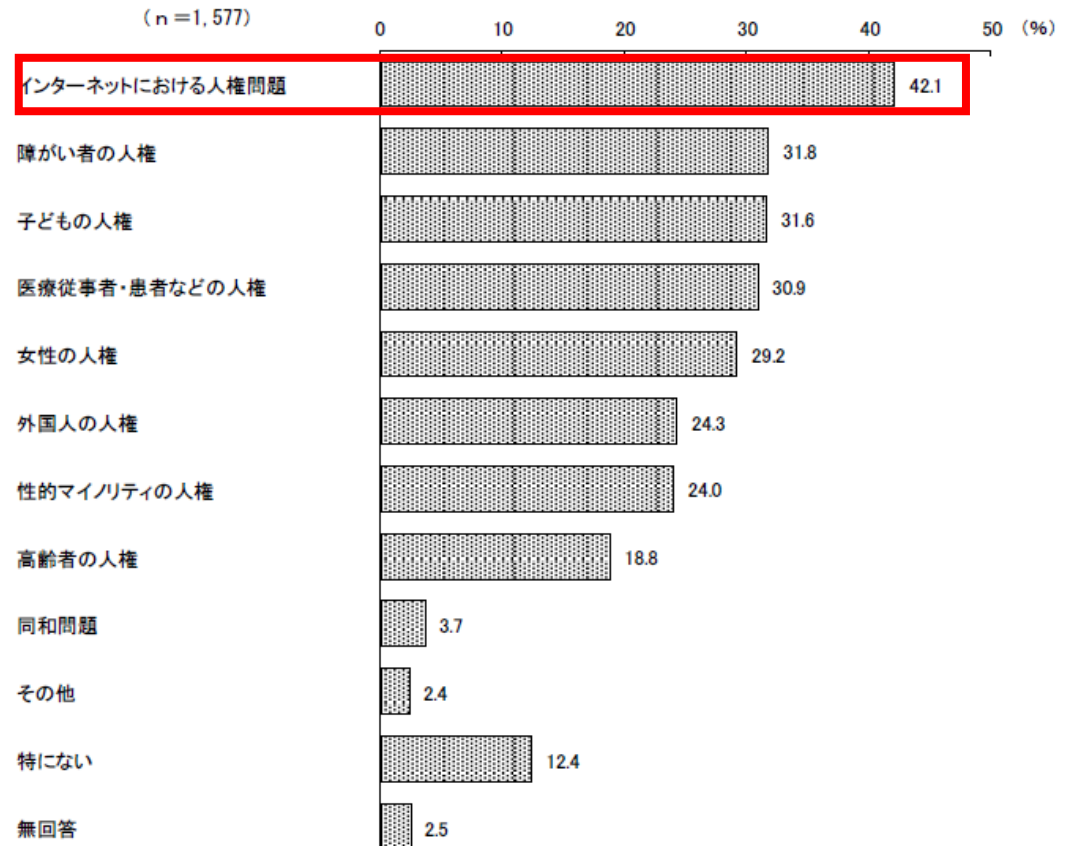


理解増進法第8条では**国が基本計画を策定し**、国民の理解を増進するための基本的な事項等を定めることとしており、**今後の国の動向を注視し、県の性的マイノリティに対する施策を検討していく**

普段身近に感じている、または最近気になっている人権課題

○普段身近に感じている、または最近気になっている人権課題を複数回答で尋ねたところ、**「インターネットにおける人権問題」が42.1%で最も多く**、次いで「障がい者の人権」が31.8%であった。

図表6-2-1 普段身近に感じている、または最近気になっている人権課題（複数回答）



【弁護士による専門相談】

○神奈川県弁護士会と連携して、インターネット上の誹謗中傷に苦しんでいる方を対象とした**弁護士による専門相談**を実施（2021.3～事業開始）

相談件数 2021年度 11件、2022年度 13件 2023年度 15件（2024.1時点）

→相談ニーズの高まりを受けて2023年10月から**弁護士相談枠を月1回2枠から3枠に増加**

【差別的言動の抑止に係る実効的な取組】

- インターネットモニタリング（ヘイト、同和関係）の実施
- インターネット上の誹謗中傷の書込み等について法務局に削除依頼

	R1	R2	R3	R4
法務省削除依頼件数	238	197	115	86
削除件数	91	69	23	8

○上記の誹謗中傷相談とは別に、弁護士によるヘイトスピーチの専門相談の実施（2020.1～事業開始）

相談件数 2019年度～2021年度 0件（※コロナの緊急事態宣言中は中止）、2022年度 2件、2023年度2件（2024.1時点）

人権相談窓口の情報提供（共生推進本部室）

人権相談窓口一覧の作成
(県内の国、県、市町村、NGO・NPO等の窓口)

提供

- **県ホームページ**
(<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/cnt/f420337/index.html>)
- **県情報提供コーナー**
- **市町村人権担当窓口**

問題の早期解決へ

神奈川県

人権相談窓口一覧

令和3年10月

【参考】 県の相談窓口案内

相談窓口

ここでは、生活のお困りごとの相談窓口を探せます。

どんなに些細なことでも誰かに相談することで、一歩前へ進めることがあります。お気軽にご相談ください。以下の項目を選択すると、各相談窓口が探せます。

なお、ページを音声で読み上げたい場合、スマートフォンのアクセシビリティ機能で読み上げが可能です。

●iPhoneを利用の方は[こちら](#)

●Androidを利用の方は[こちら](#)

相談窓口を下記から探す

相談内容と支援分野から相談窓口を探せます。複数選択することもできます。

- 相談内容
- 収入・生活費
 - 借金・債務
 - 仕事探し・就労
 - 仕事上のトラブル・労働問題
 - 住まい・くらし
 - 食べ物・服がない
 - 出産・子育て
 - 病気・医療
 - 障がい
 - 依存症
 - 心のこと
 - 居場所
 - 家族との関係
 - 介護
 - 地域との関係
 - 多言語支援
 - 学校
 - ひきこもり
 - 不登校
 - 暴力・DV・虐待・ハラスメント
 - 給付金・貸付・補助金・寄附
 - ポータルサイト

相談内容による検索結果をさらに絞り込みたい方は、こちらから支援分野を選択してください。

- 支援分野(対象)
- 生活困窮全般
 - 労働者・求職者
 - 子ども・若者
 - 子育て世帯
 - ひとり親
 - 女性
 - 性的マイノリティ
 - 障がい者
 - 高齢者
 - 外国につながるのある者
 - ケアラー・ヤングケアラー
 - ケアリーバー
 - こころの健康
 - 支援者・事業者

支援対象者の居住エリアをお選びください。複数選択することもできます。

- エリア
- 神奈川県
 - 横浜市
 - 川崎市
 - 相模原市
 - 横須賀市
 - 平塚市
 - 鎌倉市
 - 藤沢市
 - 小田原市
 - 茅ヶ崎市
 - 逗子市
 - 三浦市
 - 秦野市
 - 厚木市
 - 大和市
 - 伊勢原市
 - 海老名市
 - 座間市
 - 南足柄市
 - 綾瀬市
 - 葉山町
 - 寒川町
 - 大磯町
 - 二宮町
 - 中井町
 - 大井町
 - 松田町
 - 山北町
 - 開成町
 - 箱根町
 - 真鶴町
 - 湯河原町
 - 愛川町
 - 清川村
 - ほか